羽保高第　４４８２　号

平成２７年　３月２４日

指定（介護予防）通所介護事業所　管理者　様

指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所　管理者　様

指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所　管理者　様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

**通所事業所外で行われるサービス提供に関する取扱いについて（通知）**

　平素は、本市の保健福祉、介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて標記のことにつきまして、平成１９年１０月３日付羽保高第２５３４号通知にて、通所事業所外でサービス提供を行う場合は、当市に「通所事業所外で行うサービス提供に関する届出書」の提出を依頼してきたところですが、この間の届出状況等及び事務負担の軽減を鑑み平成２７年４月１日以降については届出書の提出は不要との取扱いとします。なお、届出は不要となりますが、通所事業所外で行われるサービス提供の取扱いについては、以下のとおり従前と同様ですのでご留意ください。

記

１．基本的考え方

　(1)　通所介護及び認知症対応型通所介護

指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、事業所の屋外でサービス提供を行う場合は次に掲げる条件を満たすこと。

**イあらかじめ通所介護計画（認知症対応型通所介護計画）に位置付けられていること**

**ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること**

　(2)　通所リハビリテーション

　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、運営等省令基準（解釈通知）に特段の定めはありませんが、上記(1)に準じる考え方としています。

２．運用取扱い留意事項

　①　事業所外でのサービス提供の場所（範囲）及び時間等

　　1.　**事業所外の場所の範囲は、近隣**であることとし、事業所外でのサービス提供時間は、**移動時間を含めて１時間程度以内**とする。

　　2.　**遠方に移動してのサービス提供や日帰りの小旅行**は、移動時間が長時間になり、機能訓練等が適正に行えないため通所サービスとしての目的が達成できないも　　のであり**報酬算定できない。**

　②　事業所外サービスの内容

1.　**リハビリを兼ねた近隣の公園等への散歩など**については、あらかじめ通所介護等計画に位置付けるとともに、当該日の事業に係る人員体制にも影響することから、事業所における**月・週のスケジュールに位置付けて実施**すること。

2.　**「買い物」は基本的には、通所サービスとしては不適切**である。ただし、**認知症対応型通所介護及び認知症高齢者が利用者の多数を占める通所介護等において、当該サービス内容が当該利用者にとって通所介護計画で定める機能訓練等の目標の達成に資するものである場合に実施できる**ものであること。

3.　**近隣における機能訓練の範囲としての季節のイベント、レクリエーションなど**については、**年間事業計画に位置付けられるとともに、**月・週のスケジュールにも位置付けて実施すること。

ただし、遠足や敬老会、日帰りの小旅行など、**年間行事に組み込んだサービス提供であっても、利用定員が超過するような規模の行事は、特別な行事であることから、保険外サービスとする。**

4.　本来通所サービスが位置付けられている目的が達成できない（例えば、入浴が一つの目的となっているのに事業所外でサービスを受けることにより入浴ができない。）ようであれば事業所外のサービス提供は不適切である。

③　事業所外でのサービス提供を実施する場合は、**事業所に残った利用者についての対応についても必要な人員を配置すること**。

④　事業所が加入している損害保険の内容について、**事業所外における事故等にも対応できるものかどうか確認**をしておくこと。

※　なお、届出書の提出については不要となりますが、大阪府及び羽曳野市が行う実地指導等において、不適切なサービス提供が確認された場合は、指導や介護報酬の返還対象となり得ることにご留意下さい。

＜担当・お問い合わせ先＞

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

事業者支援担当

℡　０７２－９５８－１１１１内線１３９０

Fax　０７２－９５０－２５３６

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.